

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和4年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和4年1月17日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

学習習得確認調査委託

(2) 目的

一人ひとりの子どもが基礎的基本的な学習内容を身につけているかを確認して、学習指導に活かし、授業の改善を図るために、子どもたちの学習状況を確認する調査を委託する。

(3) 業務内容

調査問題等の作成

調査問題等の配送

解答用紙の回収

解答の採点、分析

分析結果等の配送

(4) 契約期間

令和4年4月1日(金)から令和4年11月30日(水)まで

ただし、契約については、令和4年度予算配当を条件とする。

令和5年度、令和6年度についても、本事業に係る予算配当があること及び業務の履行が良好であることを条件に、引き続き同じ事業者と随意契約を締結する予定である。

2 参加資格

以下の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格を有していること、または第一次審査時までには有する見込みであること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しないものであること、及び同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (5) 都道府県民税、市町村民税に滞納がないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行うものとする。

4 提案書を特定するための評価基準

以下の観点に基づき個別に評価し、結果を集計し総合的に判断する。

- (1) 本業務の趣旨を踏まえた取組方針であるか
- (2) 調査問題及び解答・解説（出題の趣旨等）の作成の視点は適切であるか
- (3) 解答の分析の視点・手法、分析結果の帳票案は適切であるか
- (4) 分析結果報告書作成の視点、項目案は適切であるか
- (5) 「学び舎」の課題抽出の視点、帳票案は適切であるか
- (6) 調査結果の振り返りの視点・手法、素材案は適切であるか
- (7) 業務の実施体制（連絡・連携の体制、問題作成・解答分析・配送等の体制、労務管理、苦情・事故などの緊急時の連絡・対応）が整備されているか
- (8) 個人情報保護に関する考え方・体制（情報漏洩等、起こり得る問題と対応策、取得した情報の保管・管理方法など）が整備されているか
- (9) 業務実施の計画は現実的で妥当なものであるか
- (10) 類似業務に係る受託実績等は本業務を実施するのに十分であるか
- (11) アピールしたい特徴として記載された内容は、特徴的かつ本業務実施にあたって効果が期待できるか
- (12) 受託経費の見積額は事業内容と照らして妥当であるか

5 手続等

(1) 担当部課

世田谷区教育委員会事務局教育研究・研修課

〒154-0023 東京都世田谷区若林5丁目3番1号

（世田谷区立教育総合センター 1階 統合事務室内）

電話：03-6453-1503 ファクシミリ：03-6453-1534

E-mail：SEA03678@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 提案条件説明書の公開方法

提案条件説明書の公開期間

令和4年1月17日（月）から令和4年1月28日（金）まで

公開方法 区ホームページでの公開

(3) 参加表明書の提出期限、提出先及び方法等

期限 令和4年1月28日（金）午後5時まで

提出先 「5（1）担当部課」と同じ

方法 持参または郵送（締切日必着、簡易書留に限る）による。

郵送による場合は、到着確認のための電話連絡も行うこと。

提出書類及び部数

ア 別紙2「参加表明書」【原本 1部】

イ 区の競争入札参加資格を有しない場合は、同等の条件であることを確認するため、下記の書類を提出すること。

1) 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

【原本 1部】 直近3ヶ月以内のもの

2)税務署が発行する納税証明書(「法人税」及び「消費税及び地方消費税」)

【原本 1部】 直近3ヶ月以内のもの

3)提案を行う営業所が所在する都道府県が発行する法人事業税の納税証明書
(営業所の所在都道府県が発行できない場合は、本店の所在都道府県が発行するものでも可)

【原本 1部】 直近3ヶ月以内のもの

4)財務諸表(貸借対照表、財産目録、損益計算書)直近2年分

【各1部】

辞退 参加表明後に、何らかの事情により辞退する場合は、別紙3「参加辞退届」を提出すること。

(4)提案書の提出期限、提出先及び方法等

期限 令和4年2月15日(火)午後5時まで

提出先 「5(1)担当部課」と同じ

方法 持参または郵送(締切日必着、簡易書留に限る)による。

郵送による場合は、到着確認のための電話連絡も行うこと。

提出部数【正本1部、副本7部】

6 その他

(1)手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2)契約保証金は免除。

(3)契約書の作成を要する。

(4)本業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定は有り(同一事業 令和5年度から令和6年度)。
ただし、各年度の予算の配当を条件とする。また、契約の履行状況等により、随意契約を締結しない場合がある。

(5)本プロポーザルは、事業者の選定のみを目的とし、提案書の内容に区は拘束されない。

(6)本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。

(7)事業者からの提出物は返却しない。

(8)当該案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を区が公表することについて了承の上で参加することができる。

(9)本業務に係る契約締結は、当該業務に係る令和4年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とする。

(10)詳細は説明書による。

世田谷区との一定額以上の契約には、世田谷区公契約条例に基づく「**労働報酬下限額**」が適用されます

世田谷区公契約条例とは

世田谷区が事業者と結ぶ契約（公契約）に関する基本方針と区長や事業者の責務などを定めるもので、公契約において適正な入札などの手続きを実施し、労働者の適正な労働条件を確保し、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的とした条例です。



区長の責務（主なもの）

1. 入札制度改革、区内事業者の育成と経営環境の改善に努めます。
これまで区は、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度における基準価格の設定範囲等の見直しや総合評価方式競争入札の導入などを始めとする入札制度改革に取り組んできました。引き続き、条例に基づき、様々な制度を見直し、改革を進めてまいります。
2. 適正な労働条件確保のための施策を行うように努め、次の取組みを実施します。
 - (1) 「労働報酬下限額」を事業者に示し、適正な賃金の支払いを促します。
 - (2) 「労働条件確認帳票」の提出を事業者に求め、必要があれば改善措置を行います。

事業者の責務（主なもの）

1. 区長の取組みに従い、公共事業の質の確保、適正な賃金の支払いと労働条件の確保・向上に努めて下さい。
2. 区内の下請業者への注文や区内にお住まいの労働者の雇用に努めて下さい。
3. 受注業務の第三者への発注にあたり適正な条件を付けるように努めて下さい。
4. 障害者雇用促進法、男女共同参画社会基本法、労働契約法、子ども・若者育成支援推進法の趣旨に基づく取組みに努めて下さい。
5. 区内の下請業者の受注や区内在住労働者の雇用の機会を図るように努めて下さい。

労働報酬下限額とは

1. 概要
労働報酬下限額とは、予定価格が一定額以上の公契約において、契約事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき決定し、告示します。
契約事業者には、労働報酬下限額を守っていただくことにより、労働者に適正な賃金を支払い、労働者の適正な労働条件を確保し、向上させるよう努めていただく義務のあることが条例に定められています。
2. 対象
予定価格が3千万円以上の工事請負契約 及び 予定価格が2千万円以上の工事以外の契約（不動産、賃貸借を除く）
3. 告示額
次ページのとおり

労働条件確認帳票とは

1. 概要
労働条件確認帳票は、公契約において賃金、労働時間、社会保険の加入の有無その他の労働条件が適正であることを確認するためのもので、契約担当窓口において契約事業者に配布し、提出を求めます。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。
2. 対象
予定価格が50万円を超える契約（指定管理の協定は零円を超えるもの）
3. 閲覧場所（契約内容によって取扱い窓口が異なります。）
 - (1) 経理課（世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口）：教育総務課が取り扱う契約以外の契約
 - (2) 教育総務課（世田谷区役所第二庁舎3階33番窓口）：教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

公契約条例や労働報酬下限額の詳細については、
世田谷区ホームページをご覧ください。



【問い合わせ先】
世田谷区財務部経理課契約係
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
ファクシミリ：03-5432-3046

労働報酬下限額一覧

令和3年12月20日告示による

(適用対象は令和4年4月1日以後に締結する契約。ただしこの告示前に公告した入札に付された公契約を除く。)

【工事請負契約の場合】

対象契約: 工事請負契約のうち、予定価格が3千万円以上のもの

労働報酬下限額: 東京都の公共工事設計労務単価(令和3年3月現在)の51職種ごとの単価の85%相当額(熟練労働者)
(下表のとおり)

号	職種	労働報酬下限額 (1時間当たり)	号	職種	労働報酬下限額 (1時間当たり)
1	特殊作業員	2,625円	25	土木一般世話役	2,710円
2	普通作業員	2,295円	26	高級船員	3,241円
3	軽作業員	1,658円	27	普通船員	2,561円
4	造園工	2,295円	28	潜水士	4,399円
5	法面工	2,880円	29	潜水連絡員	3,103円
6	とび工	2,965円	30	潜水送気員	3,029円
7	石工	2,901円	31	山林砂防工	2,859円
8	ブロック工	2,689円	32	軌道工	4,962円
9	電工	2,731円	33	型わく工	2,795円
10	鉄筋工	2,933円	34	大工	2,720円
11	鉄骨工	2,731円	35	左官	2,944円
12	塗装工	3,103円	36	配管工	2,497円
13	溶接工	3,326円	37	はつり工	2,667円
14	運転手(特殊)	2,614円	38	防水工	3,177円
15	運転手(一般)	2,157円	39	板金工	3,039円
16	潜かん工	3,230円	41	サッシ工	2,731円
17	潜かん世話役	3,804円	43	内装工	2,975円
18	さく岩工	3,284円	44	ガラス工	2,731円
19	トンネル特殊工	3,124円	46	ダクト工	2,434円
20	トンネル作業員	2,635円	47	保温工	2,412円
21	トンネル世話役	3,570円	49	設備機械工	2,444円
22	橋りょう特殊工	3,230円	50	交通誘導員A	1,658円
23	橋りょう塗装工	3,315円	51	交通誘導員B	1,477円
24	橋りょう世話役	3,783円	52	上記以外の職種	1,170円

第1号から第51号までに該当の労働者であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については以下の下限額となります。

労働報酬下限額: 1時間当たり1,365円

「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」及び「建築ブロック工」については、国土交通省より東京都における公共工事設計労務単価が示されなかったため記載しておりませんが、過去の公共工事設計労務単価を基に算出した参考値をご案内いたしますので、表記担当にお問い合わせください。

【工事以外の契約の場合】(設計・測量等委託、業務委託、印刷、物品供給、指定管理者協定 等)

対象契約: 工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)又は指定管理者協定のうち、予定価格が2千万円以上のもの

労働報酬下限額: 1時間当たり1,170円